

○姫路市建築協定に関する条例施行規則

昭和47年4月1日

規則第6号

改正 平成6年11月15日規則第44号

令和3年3月24日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市建築協定に関する条例（昭和47年姫路市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建築協定の認可の申請)

第2条 条例第2条の規定による建築物に関する協定（以下「建築協定」という。）をしようとする者は、その全員の合意で建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第70条に規定する建築協定書を作成し、建築協定認可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、その代表者から市長に建築協定認可の申請をしなければならない。

- (1) 建築協定書
- (2) 建築協定区域及び建築物に関する基準を表示する図面
- (3) 認可の申請人が建築協定をしようとする者の代表者であることを証する書類
- (4) 建築協定をしようとする理由書
- (5) 法第69条に規定する土地の所有者等（法第77条の規定による建築物の借主を含む。以下「土地の所有者等」という。）の全員の住所、氏名及び建築協定に関する合意を示す書類

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、認可をしたときは様式第1号副本の通知欄に所要の記載をして、認可をしないときは文書にその理由を記載して、当該申請者に交付するものとする。

(建築協定の変更又は廃止の認可の申請)

第3条 法第74条第1項又は第76条第1項の規定による建築協定の変更又は廃止をしようとする土地の所有者等は、建築協定変更（廃止）認可申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えてその代表者から市長に建築協定の変更又は廃止の認可の申請をしなければならない。

- (1) 建築協定の変更書及び建築協定区域又は建築物に関する基準の変更を示す図面（建築協定を廃止しようとするときを除く。）

- (2) 法第73条第1項の規定により認可を受けた建築協定書
- (3) 認可の申請人が建築協定を変更又は廃止しようとする土地の所有者等の代表者であることを証する書類
- (4) 建築協定を変更又は廃止しようとする理由書
- (5) 土地の所有者等の全員の住所、氏名及び建築協定の変更に関する全員の合意（廃止しようとする場合においては、廃止に関する過半数の合意）を示す書類

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、認可をしたときは様式第2号副本の通知欄に所要の記載をして、認可をしないときは文書にその理由を記載して、当該申請者に交付するものとする。

（公聴会の開催）

第4条 市長は、法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を開催しようとするときは、開催1週間前までに公聴会の開催の理由、日時及び場所を公告するとともに、当該建築協定をしようとする者（以下「協定者」という。）及び法第71条の規定による縦覧期間の満了後10日以内に市長に文書をもって異議を申し出た者（以下「異議申出人」という。）に通知しなければならない。

（代理人）

第5条 協定者又は異議申出人は、公聴会に出席できない場合は、その代理人を出席させることができる。

2 前項の規定により出席する代理人は、協定者又は異議申出人の委任状を公聴会の開会時までに市長に提出しなければならない。

（公聴会の延期）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、公聴会の日時を延期することができる。

2 前項の場合においては、第4条の規定を準用する。

（公聴会の議長）

第7条 公聴会は、市長又は市長の指定した市の職員が議長となる。ただし、次の各号の一に該当する者であってはならない。

- (1) 協定者又は異議申出人の3親等以内の親族
- (2) 協定者又は異議申出人の法定代理人
- (3) 協定者又は異議申出人と直接に利害関係がある者

（関係職員等の出席）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、公聴会に関係行政機関の職員又は市の職員

(以下「関係職員等」という。)の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

2 前項の場合においては、市長はあらかじめ公聴会の開催の理由、日時及び場所を関係職員等に文書をもって通知しなければならない。

3 市長の指名した市の職員が公聴会の議長となる場合においては、第1項の規定は、この者に準用する。

(証人及び参考人の出席)

第9条 協定者、異議申出人又はこれらの代理人は、公聴会に際して自己に有利な証人又は参考人を出席させ、有利な証拠又は資料を提出することができる。

2 前項の場合においては、協定者、異議申出人又はこれらの代理人は、公聴会の開会までに市長に届け出なければならない。

(口述審問)

第10条 公聴会は、口述審問により行う。

(発言及び発言の停止)

第11条 公聴会に出席した協定者、異議申出人、代理人、関係職員等及び当該建築協定の利害関係人は、口述審問において発言することができる。

2 前項の規定により発言しようとする者は、あらかじめ議長の許可を受けなければならない。

3 発言の内容は、議長の聴こうとする事項の範囲を超えてはならない。

4 議長は、発言の内容が前項の範囲を超えたときは、その発言の停止を命ずることができる。

(公聴会の記録)

第12条 議長は、公聴会の出席者の住所、氏名及び建築協定書の説明意見等内容の要点を速記者又は市の職員に記録させなければならない。

(会場の秩序保持)

第13条 議長は、会場内を整理するため又はその秩序を保持するために必要があると認めるときは、公聴会の出席者又は傍聴人の数を制限することができる。

2 議長は、公聴会を妨害し、又は会場の秩序をみだす者に対し退場を命ずることができる。

(補則)

第14条 この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（平成6年11月15日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月24日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

正本

正

建築協定認可申請書

※認可年月日 .	.
※認可番号 第	号

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者 住 所  
氏 名

(電話 番)

次のとおり建築協定をしたいので、建築基準法第70条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

建築協定の概要	(1) 区域の地名地番				
	(2) 建築物に関する協定事項	建築物の敷地・位置・構造・用途に関する基準 形態・意匠・設備			
	(3) 有効期間				
	(4) 違反があった場合の措置				
(5) 協定区域の面積	㎡				
(6) 用途地域・地区			(8) その他 の地区		
(7) 防火地域	防火・準防火・指定なし				
(9) 土地の所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による建築物の借主	合計
		地上権者	賃借権者		
					※受付欄

- (注意) 1 ※印のある欄は記入しないでください。  
2 (2)、(7)欄は該当するものを○印で囲んでください。  
3 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入してください。

様式第1号 副本(第2条関係)

副本

副

建築協定認可通知書

※認可年月日	. .
※認可番号 第	号

様

姫路市長

印

建築基準法第73条第1項の規定により認可をしたので通知します。

建築協定の概要	(1) 区域の地名地番				
	(2) 建築物に関する協定事項	建築物の敷地・位置・構造・用途 形態・意匠・設備	に関する基準		
	(3) 有効期間				
	(4) 違反があった場合の措置				
(5) 協定区域の面積	㎡				
(6) 用途地域・地区				(8)	
(7) 防火地域	防火・準防火・指定なし			その他の地区	
(9) 土地の所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を 目的とする 地上権者	賃借権者	法第77条の 規定による建築 物の借主	合計
	人	人	人	人	

様式第2号(第3条関係)

正本

正

建築協定変更(廃止)認可申請書

※認可年月日 .	.
※認可番号 第	号

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者 住 所  
氏 名

(電話 番)

年 月 日認可(第 号)の建築協定を次のように変更(廃止)したいので、建築基準法第 条第 項の規定により関係書類を添えて申請します。

建築協定の変更概要	(1) 区域の地名地番					
	(2) 建築物に関する協定事項	建築物の敷地・位置・構造・用途に関する基準 形態・意匠・設備				
	(3) 有効期間					
	(4) 違反があった場合の措置					
(5) 協定区域の面積	㎡					
(6) 用途地域・地区				(8) 其他の地区		
(7) 防火地域	防火・準防火・指定なし					
(9) 土地の所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による建築物の借主	合計	
		地上権者	賃借権者			
	人	人	人	人	人	
(10) 協定の廃止に合意する土地の所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による建築物の借主	合計	
		地上権者	賃借権者			
	人	人	人	人	人	
(11) 協定の廃止に合意する土地の所有者等の割合						
					※受付欄	

- (注意) 1 ※印のある欄は記入しないでください。  
 2 (2)、(7)欄は、該当するものを○印で囲んでください。  
 3 協定を廃止する場合には(9)、(10)、(11)欄のみ記入し変更する場合は、(10)、(11)欄は記入する必要はありません。  
 4 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入してください。

様式第2号(第3条関係)

副本

副

建築協定変更(廃止)認可通知書

※認可年月日 .	.
※認可番号 第	号

様

姫路市長

印

建築基準法第 条第 項の規定による許可をしたので通知します。

建築協定の変更概要	(1) 区域の地名地番					
	(2) 建築物に関する協定事項	建築物の敷地・位置・構造・用途 形態・意匠・設備	に関する基準			
	(3) 有効期間					
	(4) 違反があった場合の措置					
(5) 協定区域の面積	㎡					
(6) 用途地域・地区				(8)		
(7) 防火地域	防火・準防火・指定なし			その他の地区		
(9) 土地の所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による建築物の借主	合計	
		地上権者	賃借権者			人
(10) 協定の廃止に同意する土地の所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による建築物の借主	合計	
		地上権者	賃借権者			人
(11) 協定の廃止に同意する土地の所有者等の割合						



様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)